

平成19年第1回太子町議会定例会（第406回町議会）会議録（第6日）

平成19年3月23日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 3 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員会委員長報告）
- 5 議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第16号 太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 8 議案第8号 字の区域の変更について
- 9 議案第9号 町道路線の認定について
（以上2件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 10 議案第22号 平成19年度兵庫県太子町一般会計予算
（平成19年度一般会計予算委員会委員長報告）
- 11 議案第23号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第24号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 13 議案第25号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 14 議案第26号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
（以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 15 議案第27号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 16 議案第28号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 17 議案第29号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 18 請願第9号 太子町町長に対する疑惑解明に関する請願
- 19 発議第1号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 発議第2号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 21 意見書案第1号 保育・学童保育・子育て支援施策充実と予算の大幅増額を求める意見書の提出について
- 22 委員会の閉会中の継続審査について
- 23 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 3 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員会委員長報告）

- 5 議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第16号 太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 議案第8号 字の区域の変更について
- 9 議案第9号 町道路線の認定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 10 議案第22号 平成19年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成19年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 11 議案第23号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第24号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 13 議案第25号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 14 議案第26号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 15 議案第27号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 16 議案第28号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 17 議案第29号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 18 請願第9号 太子町町長に対する疑惑解明に関する請願
- 19 発議第1号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 発議第2号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 21 意見書案第1号 保育・学童保育・子育て支援施策充実と予算の大幅増額を求める意見書の提出について
- 22 委員会の閉会中の継続審査について
- 23 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	佐 野 芳 彦	13 番	首 藤 亨
14 番	村 田 興 亞	15 番	橘 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	北 川 嘉 明
18 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局	長 山 本 修 三	書	記 木 村 和 義
書	記 藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
収 入 役 山 本 国 男
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

助 役 八 幡 儀 則
教 育 長 圓 尾 哲 一
生 活 福 祉 部 長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良

(開議 午前9時59分)

○議長(熊谷直行) 皆さんおはようございます。

平成19年第1回太子町議会定例会第6日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 諸般の報告

○議長(熊谷直行) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案2件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、各特別委員会の委員長から報告書が提出されております。

事務組合問題調査特別委員会が3月1日の委員会開催分、行財政調査特別委員会が3月5日及び3月9日の委員会開催分の調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで各特別委員会の調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第31号 平成18年度
兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)

日程第3 議案第32号 平成18年度
兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第4号)

○議長(熊谷直行) 日程第2、議案第31号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)と日程第3、議案第32号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第4号)を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第31号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)及び議案第32号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第4号)を一括して提案説明申し上げます。

去る3月6日に議決いただきました老人保健特別会計補正予算(第3号)につきまして、この議案を提出させていただく時点においては適正な見込みであると判断しておりましたが、国保連合会より、1月診療分の医療費の請求を3月12日に受け、今後の医療費の伸びを再検討しました結果、給付費が見込みを大幅に上回る状況となることが判明いたしましたので、急遽予算を補正する必要が生じたものでございます。

再度の補正予算を提出させていただきますことに対しまして、深くおわび申し上げます

とともに、今後はこれまで以上に医療費の動向、適切掌握に努めてまいりたいと存じます。

それでは、このたびの補正につきまして具体的に申し上げます。

第3号補正予算調整時点での医療給付費の見通しは、前年同期の給付額や、その後の推移、動向などにより精算いたしまして、年度内の給付総額が不足しないと見込んでおりました。しかしながら、12月診療分及び1月診療分の医療費は減少する予想に反して、12月診療分が592万円、1月診療分が1,815万円と連続して上回り、これらの増加要因から分析いたしますと、2月診療分を合わせて5,200万円の不足が見込まれます。

医療費の増加要因は、医療件数が予想の範囲であることから高額な医療費の受給者が多かったためと分析いたしております。つきましては、2月診療分もこの傾向が予想されますので、医療給付費5,200万円の追加をお願いし、その財源としまして一般会計の財政調整基金から補てんするというものでございます。

なお、交付金、補助金については、翌年度精算いたします。

今回の補正により、議案第31号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億125万5,000円とするものであります。

また、議案第32号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第4号）においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億4,885万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

2件一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 この財政調整基金を流用するということは、平成19年度の予算説明でありました来年度の財政調整基金の見込み額7億6,340万円より、この同等額5,200万円が減額するということではよろしいでしょうか。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） ご指摘のとおりでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

3番長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 そうしますと、この18年度の年度末が近づいてきておりますけれども、この予算執行上、問題はないか。

それと、来年度の平成19年度予算においての、この金額はどのような影響を及ぼしますか。それ説明をお願いします。

○議長（熊谷直行） 財政課長。

○財政課長（香田大然） ご指摘のありました、年度末近づいております。そして、財調の残高も7億6,368万4,000円から7億1,168万4,000円に、5,200万円減るわけですが、幸いにしまして、今のところ、この財調取り崩しでもって老健の方に繰り出すことは、18年度予算については問題ないというふうに考えております。

それからもう一点、来年度の影響なんです。当然これ5,200万円減った分が19年度の方に入りますので、そういった分が財政調整基金を運用する場合には、5,200万円分が減ったところからスタートするということでございます。そして、ご提案申し上げております平成19年度一般会計の中の財調繰り入れにつきましても、十分対応できるというふうに財政課では判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 老健絡みでちょっとお尋ねすんけども、1,000万円ぐらいやったら何とか分らんこともないんやけど、5,200万円というのは、ちょっと額が大きいように思うんです。そこで、多分レセプトの点検はやりよるんやね。だから、多分重症患者がいらっしゃるんかなと思うんやけども、そういうところを点検の中で把握ようできなんなんですか。それとも、全く10人ぐらいごろりと抜けとったんか。5,200万円というのはちょっと多過ぎるように思うんですわ。1,000万円やったら何とか納得するんやけどね。その辺のどこ。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 補正予算の調整時点におきましては、当然過去3カ年を中心とした増減について見込んでいくわけですが、この1月、2月の診療分につきましては、過去ずっと、11月、12月に比べますと下がると。当然診療日数が少ない月でございますので下がるという傾向が表れておりまして、この18年度におきましても、その傾向を踏襲をした見込みを踏んだわけです。ところが、この1月診療分につきまして、例年であれば下がるところが、逆に12月診療分を大きく上回るといった、これまでにない状況が出てきたということでございまして、それが甘い判断ということに結果的にはなるんですけれども、全く逆の下降するところが上昇に転じたということで大きく判断が狂ったということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 横田六郎議員。

○横田六郎議員 いやいや、今言う状況で判断したんやね、結局は。過去の実績や何かでね。僕の言よんのは、そのレセプト点検をやっとしたら分かるはずやと思うんや。だから、突発的な重症者が出たら、これは話は別やけどね。それにしても、1,000万円ぐらいやったら、今も言ったように分かるんやけど、5,200万円というのは、ちょっと額が多

過ぎるというところで、状況判断でいくにしても、余りにも多過ぎるから、レセプト点検をもうちょっと綿密にやって、綿密に言うんかね、実態に合うた予想をすればよかったのを、全くそんなんなしに過去の実績をそのまま参考にしてばっとやったというところに誤算が生じたんと違うんかなと思うんやけど。やっぱりレセプト点検ということをもっと重視してこういう予算書をつくったらどうかというところで申し上げよんねけどね。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今、レセプトの中身を見るべきだと。当然見ておるんですが、なかなかその次の月にどう反映するものか、継続するもんかという判断がなかなかつきにくございまして、特に11月、12月、1月を抜き出してみますと、特に大きな100万円を超えろといった中身につきましては、件数こそ5件が3件増えたりということになるんですが、特に今回、1月診療分で300万円を超えろと、めったとない300万円を超えろという件数が3件出てまいりまして、3件、金額になおしますと約1,400万円ということでございまして、これについては全く予測というのは、前月の12月分、11月分では予測が付きません。ですから、高額分につきましては、件数は把握しましても、なかなか次の月にそれがどういった動向を示してくれるのかということになりますと、病名等を見ましても、非常に、レセプトを見ますと病名は1つだけではなしに、ざあっと書いてあるケースもたくさんございまして、それをなかなか今後の予測に反映させろと言われてましても、なかなかそこは難しいということで、やはり1年間を通しての総額医療費の推移というのが1つの大きな基準、柱になってくるといふように思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに。

横田六郎議員。

○横田六郎議員 いや、話は分かりましたけれども、変なこと言いますけどね、この間の気

象庁の桜の開花と一緒に、開花の予想と。やっぱり専属で職員雇うとんやね。あの方大分長うなと思うんやけども、やっぱりそういう能力も養うような、また教育をしてください。お願いします。

○議長（熊谷直行） それは要望でいいですね。

○横田六郎議員 はい。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑ありませんか。

17番北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 先ほどの質疑と似たようなことになろうかと思いますが、高額な医療費の受給者が多かったためと分析したと提案説明の中にありましたが、ここに書いてありますように、12月、1月にあって、俗にインフルエンザ等の流行疾患は、今年にあってははやってなかったように思っております。逆にこの3月になってからインフルエンザがはやってきたんじゃないかなと思いますんで、そういった意味では、今言われますように12月、1月にあっては医療費というのはどちらかというと少なかったんじゃないかなと私自身は思っております。

その中でお尋ねしますのは、先ほどの高額の分で300万円が3件出たというふうな説明であったかと思いますが、補正のことを聞いたときにすぐ思ったのは、高額医療の方が何名か出てきた、また、ひょっとしたら手術でもあったんかなと、そのようなことを思ったり、病気で言えば透析患者でもひょっとしたらできたんかなというふうな思いもいたしました。その辺の点、もしつかんでおられましたら説明をお願いしたいのと、もう一つは、1件当たりの単価がどうなっているかということも、もし調べておられたら説明をお願いしたいと思います。

昨今の傾向では、特に薬剤にあっては長期投与というのがなされております。60日、90日というような長期投与がありますので、そういったものを思いますと、1件当たりの単価がどうしても上がってきて、過去2年に

なかったような傾向の部分もありますので、先ほど言いましたように1件当たりの単価が変化等ありましたらあわせて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 300万円超の高額の中身につきましては手術でございます。循環器系の部位の手術ということで、あと1件当たりの単価ということになるんですが、これも大体件数を割り戻しますと4万円から5万円というところではずっと推移はしておるんですが、特にこの18年度の12月につきましては、件数で3,669件、1月では3,421件と、この200件余りの減というのは、例年、通例どおりの減でございまして、件数は減になっておるんですが、医療費につきましては、逆に上がってしまったということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 特に、今の傾向で老健の会計が膨れ上がっていったのは、これまでの経過の中で出てきてるんですけども、先ほども1件300万円とかというようなことも説明がございましたけれども、今の段階で言える診療の内容च्छゅうのが、全体的に把握しておかないといけないと思うんですが、300万円の内容というのはどういうことなんですか。

それから、先ほども質疑がございましたように、今回、精算をしてからの歳入च्छゅうことになってまいります。先ほど長谷川議員の質問の中でも出ておりましたように、今回は財源調整上、一般会計へ繰り入れますけれども、国庫、県、それぞれが負担をしてくるわけで、これらのことが、あとの段階で精算して歳入されてくると思うんですけども、それらの額との絡みもあり、老健のこれからの見通しについていうんですか、そういうものに

については、ぜひこの機会に説明いただきたいと。

そして、新年度においても、場合によっては3カ年の経過を踏まえて、実際上は積算してくるということになりますが、医療動向というのは、最近の傾向がどういう傾向にあるかだけはしっかりつかんでおかないと、こういうことも起こると思うんですけど、そういう点についてのつかみ方、掌握の仕方というのが大事だと思うんですが、その点説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず1点目は、300万円超の内容のお尋ねであったように思いますが、先ほど北川議員さんにお答えしましたとおり、いずれも手術の内容でございます。

それと、歳入の関係ですが、詳細説明にもございましたように、次年度におきましての精算という形になってまいります。

それから、老健の見通し、医療の動向をどういうふうにつかんでおるかということでございますが、これまでは平成14年以降、75歳への段階的引き上げというようなことがございましたので、対象者数につきましては減っていくということでございますから、医療費につきましても年々減じてきておりました。この19年10月以降につきましては、もうその75歳に到達する方が順次増えてまいりますから、19年10月以降につきましては、これまでとは違った傾向になってまいります。

医療の動向でございますが、やはり高齢者、特に後期高齢者につきましては、非常に高額な医療の占める割合といたしますのが、統計上も大きな割合でございます。そういったことも踏まえての特殊性といたしますか、老人保健における特殊性というのは重々加味をさせていただいておるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、介護保険との絡みで

も、介護保険が十分使えるもんになりしてたらいいんだけど、医療保険の医療で入院でもしたら、必ず3カ月で病院を追い出すと、こういうようなことで、それぞれ介護保険、老健、各保険それぞれが共同し合うような形がとれてないから問題が起こり、結局は老人保健に係る医療費がこういうふうの高騰することにもなっているんじゃないかと。介護保険を導入する際には、これらも補完できるといって説明をしてきたわけですから、あわせて介護保険に係ることも見通しを持っておらないといけないと思うんですが、相互に補完し合うものでないとだめだと思いますが、その点いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保険間、他制度との関連のお尋ねでございますが、当然介護保険との密接な関係がございます。

しかし、医療につきましては医療ということでございますから、先ほども申しましたように、特に高齢者に係る医療部門、医療費につきましては、やはり割合的にも額的にも大きな傾向が示されております。ですから、医療の、今3カ月ですか、ということがご発言ございましたんですが、それは制度間の問題ということでございまして、国の方でも順次リハビリの上限というのも今回修正をするといったことで、制度上の不具合な部分につきましては、順次ご訂正をされていっておるというふうに私は思っております。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

2件一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議

案ごとに行います。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(熊谷直行) 日程第4、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長井川弘美議員。

○井川弘美議員 それでは、総務常任委員会に3月6日に付託されました議案第13号を委員会審査報告書を読み上げ、報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第13号。付託年月日、平成19年3月6日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成19年3月13日火曜日午後1時30分から午後1時55分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(熊谷直行) 以上で総務常任委員会委員長井川弘美議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第16号 太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(熊谷直行) 日程第5、議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程

第7、議案第16号太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。
○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案第14号から議案第16号の3件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第14号。付託年月日、平成19年3月6日。件名、年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第15号。付託年月日、平成19年3月6日。件名、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第16号。付託年月日、平成19年3月6日。件名、太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第14号年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい

て、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第8号 字の区域の変更  
について

日程第9 議案第9号 町道路線の認定

について

○議長(熊谷直行) 日程第8、議案第8号字の区域の変更についてと日程第9、議案第9号町道路線の認定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 経済建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第8号。付託年月日、平成19年3月6日。件名、字の区域の変更について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月14日水曜日午前10時から午後3時15分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、審査した事件、議案番号、議案第9号。付託年月日、平成19年3月6日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成19年3月14日水曜日午前10時から午後3時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(熊谷直行) 以上で経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第8号字の区域の変更

について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第9号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第22号 平成19年度
兵庫県太子町一般会計予算

○議長(熊谷直行) 日程第10、議案第22号

平成19年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成19年度一般会計予算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成19年度一般会計予算委員会委員長首藤亨議員。

○首藤 亨議員 本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第22号。付託年月日、平成19年3月8日。件名、平成19年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成19年3月15日木曜日午前10時から午後4時42分及び平成19年3月16日金曜日午前10時から午後1時53分及び平成19年3月19日月曜日午前10時から午前11時44分。3、審査経過及び結果、審査に当たって事前に委員協議会を開き、審査に必要な19年度一般会計予算特別委員会より審査資料の要求を当局に求め、その資料に基づき、参考にしながら審議をいたしました。

なお、審査に当たって、1、付託案件の平成19年度太子町一般会計予算の審査上、必要な資料を事前に提出を求めて慎重に審査したという。1) 審査に当たって及び審査意見につきましては、添付の別紙のとおりでございます。2) 審査結果は全員賛成で可決すべきものと決した。3) 会議録は後日希望者に配付するよう準備しておりますので、事務局に申し出てください。

以上、審査報告といたします。

○議長(熊谷直行) 以上で平成19年度一般会計予算委員会委員長首藤亨議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま委員長報告がございました19年度の太子町一般会計予算案につきまして反対討論を行います。

私は、総括質疑並びに本予算の質疑でもただしてまいりましたとおりであります。これらのことについては、今繰り返してそんなに述べませんけれども、予算編成に当たっての、いわゆる情勢を規定する基調の部分で大事なものと指摘をしたことについては、再度触れさせていただきます。

今日、拡大の一途をたどっております貧困と格差に触れていない姿勢が本予算の中で暮らしや福祉、医療への配慮を欠いた内容になっていると。

また、国、県追随型で住民福祉の向上という立場で国政における悪政から住民を守るという地方自治体本来の仕事に沿わない予算内容であると考えます。

本年2月3日から4日にかけて、宮崎県の綾町という町で第8回の全国小さくても輝く自治体フォーラムが開かれまして、そこに集まった自治体の報告を見ますと、自立に向けた真剣な取り組みの経験が報告され、それぞれが教訓に合っていることがよく分かります。これまで本席で取り上げました先進事例である、自治体である福島県の矢祭町、新潟県の津南町の取り組みもあわせて、それを見るときに自立を宣言した自治体では、職員と住民が一体となり文字どおり住民参加で協働のまちづくりに歩を進めております。これらの自治体では、福祉介護はもちろんのこと、特産品づくりでもこれを支援し、地域での経済循環と地域外市場の開拓によりまして、当該自治体における経済基盤の確立に努めておることがよく分かります。これらの先進事例を学び実践すべきであると考えます。

しかるに、本町の場合は、質疑でもただし

ましたように、施政方針の基調で町民の皆様と協働しながら、かつ私自身と町職員の危機意識と改革意欲を共有して取り組みを進めていかなければならないと町長が述べておりますが、これは町長と職員の意識に差異があることを自ら認めていることであり、いまだにこのことに触れなければならないほどのんきであると言って過言ではないと思います。町長自らがその立場に立っていないことの裏返しではないかと思うのであります。

町長の姿勢としては、県内でも神河町の町長が自らの給与を削減をし、期末手当をゼロにするということで臨んでいることはご案内のとおりであります。あわせて、同町では他の特別職、議員に働きかけて人件費等の経常経費の削減で厳しい財政の健全化に努めようとしております。町長が自ら厳しい対応をすれば、言わずとも危機意識と改革意欲が共通認識になるのではないかと私は思います。

また、暮らしや子育てが今大事になってきておりますし、この中でも基調で地域間格差が急速に拡大とは触れておりますが、総括でも言いましたように貧富の拡大、格差社会の拡大という現実には触れていない。少子化、高齢化社会の中で次世代だけではなく、現在の住んでいるすべての住民にとっても重要なのは格差の拡大であり、貧困率の拡大ということになります。その中で福祉、介護、医療、教育等の暮らしと人権、また人間としての尊厳にかかることですので、これらを支援するような予算内容にすることこそ、地方自治の本旨に沿った予算内容であると考えます。

施策面でも、隣の姫路市では障害者自立支援法における地域生活支援事業の移動支援など6つの事業について独自の負担軽減策を設け、低所得者の利用料負担の上限額の引き下げ、サービスの利用を促進することで対応しようとしております。また、子育ての支援では、先に本町でも可決をいたしました、県の制度であります福祉医療費助成制度で福崎町が県の小学校3年生までに対して6年生まで

拡充をして実施すると、こういうことをやっているわけです。これらの自治体が財政が厳しくないということではありません。そういう中での子育て支援策であり、医療、保健、福祉に対する対応であると、このように考えます。これらの自治体とやはり歩調を合わせていくこそが大切ではないかと。

また、早期発見、早期治療で重症化を防ぎ、医療費の高騰を抑制するためには、健診の機会を拡大や拡充することのために真剣に取り組む必要があると考えます。本町の住民は、町内の医療機関もさることながら、姫路市にある医療機関を利用してる例が比較的多いわけですから、勤務地近くの医療機関を利用しているケースもありますし、まちぐるみの健診の受診拡大とあわせて、人間ドックを含むかかりつけ医等の医療機関と町との契約において健診等の費用を助成するなどして健診受診者とその率を高める、そういうことが大切であります。また、その施策を推進すべきであると考えます。

また、昨年4月、自立支援という名ばかりの、いわゆる障害者自立支援法が施行されましたが、これによりまして障害者に大きな苦しみをもたらし、改正前のサービス利用料は支払い能力に応じた応能負担でありましたが、サービスを受けることを利益ととらえて定率1割の応益負担が導入されました。これでは重度の障害者ほど負担が重くなります。

また、施設の運営者についても、利用者の平均負担が月払い方式から出席日数に応じた支払いということで、大変施設の方の事業者も経営が困難になってると、こういうような状況の中で考えなければならないのは、自立支援法が余りにも自立を阻害するというような内容でありますので、国に対して改善を求めることとあわせて、町独自の施策で障害者の支援を拡充すべきであると、このように考えます。

それから、国民健康保険とのかかわりがあるわけですが、特に、今高齢者に対する負担の増大がありますが、子育て段階の低

所得者、そういう人たちも負担にたえないような状況に追い込まれている、そういう貧困層に対して、資格証で対応したりすることがないように支援を行う。独自の支援を行うことによって子育て支援をやらなければ命が危険にさらされる状況にあるわけです。こういうことは解消すべきであると考えます。

それから、それらの財源との絡みであります。入札制度の抜本的改善によりまして予定価格を実勢に見合った価格として設定すること。また、公正な入札のために一般競争入札を最低でも明石市と同じ130万円以上として丸投げ等を防止するためにも能力論を持ち出さずに手持ち工事が完了するまで参加資格を制限する、こういうことで全体としての経費を節減すべきであると考えます。

また、皮革前処理場に係る前々処理を業者に義務づけ、血税の負担をやめ、暮らし、福祉に係る施策の拡充に回すべきであると考えます。

それから、すべての事務事業について、住民参加による行政評価制度を早急に導入をして、すべての事務事業について再評価した上で事業によっては凍結、先送りなどの英断が必要であると考えます。

また、行政組織につきましても、国、県の縦割り行政から、末端の町では総合的に受けてプロジェクトチーム的に対応する、横割りで流動的に仕事をする組織に改編させるべきであると思います。具体的にはプロジェクトチーム的に対応して、全体としてスリム化した組織で対応すべきだと考えます。

それから、まちづくりには何といたっても住民参加が必要であります。このためにまちづくり基本条例を早急に制定をして、職員や住民との英知を結集した、文字どおり住民参加のまちづくりを進め、行政運営に当たるべきだと考えます。

なお、委員会審査意見の中で一言言っておきたい問題がありますが、庁舎建設基金を積み立てることが意見として取り上げられておりますけれども、積み立てるための積み立て

で、他の施策を切り捨て縮減して、無理に積み立てる必要はないと、このように考えます。

この意見を添えまして、本予算に反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第23号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第12 議案第24号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第13 議案第25号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

日程第14 議案第26号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第11、議案第23号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第14、議案第26号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一

括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案第23号から議案第26号の4件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成19年3月9日。件名、平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第24号。付託年月日、平成19年3月9日。件名、平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第25号。付託年月日、平成19年3月9日。件

名、平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第26号。付託年月日、平成19年3月9日。件名、平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月12日（月）午前10時から午後2時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第23号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま議案になっております19年度の国民健康保険特別会計予算につ

きまして反対討論を行います。

私は、委員会では具体の討論を留保させていただいておりまして、本席で具体的に述べさせていただきますと思います。

国民健康保険は、日本の人口の4割、5,000万人が加入する日本で最大の医療保険であります。これは憲法25条を具体化した日本の誇るべき皆保険の制度の土台をなしております。これはご案内のことと思いますが、この制度はあくまで強制加入で、国内に住所を持っている健保その他の医療保険に加入していない人が個々に加入する、こういう意味でも国民皆保険になっておるわけですが、そのポイントというのは、日本国民である以上、安心して医療を受け、提供すると、これが基本的な国保の目的でもあり、趣旨でもあります。これは国民健康保険法にも明記をしているところであります。

そういう中で、最近の傾向として、定率減税の縮減、廃止、さらには老人控除の廃止、また老人の課税最低限の縮小、こういうようなことによって、より一層国民健康保険はその根拠がそのぐらいなものでありますから、所得が低くなっている状況の中で負担が多くなっていると。そういうことから、先日も述べましたように480万の、全国的には480万の世帯が滞納をしているような状況が生まれている。そういうことでありますし、本町においても同じような傾向が数字的には出ているということが答弁でもあったところであります。

特に、本予算では18年度末における現年分の収納見込みが約90%、滞納分の収入見込みが21%で、滞納分の予算計上は一般、退職合わせまして、滞納が収入未済の見込み額の総額ですね、2億3,638万円の14.17%の3,350万円だと、いわゆる見込み額としてそれしか計上してないわけですから、残り86%の2億288万円は苦しくても納入している保険者に負担転嫁するものであります。到底これは容認できるものではありませんので、これらこそ基本的には一般会計が措置すべきた

ろうと、このように考えます。

そして、国に対して国庫負担金を元の5割に戻す。これは1984年以降に次々と国庫負担を削減してきたと、こういうことが今日のような高い保険税・料になっているわけで、また、そのことによって滞納者も増えていく、こういう実態にあると考えます。

滞納者の実態をよく調査した上で、悪質者には厳しい措置を求めますが、生活困窮者等には制度減免だけではなく、町独自の減免制度を導入して負担を軽減すべきだと私は考えます。

一般会計でも触れましたように、皮革汚水前処理場への血税の繰り入れをやめ、世帯の半分が加入する国保の財政支援で税負担の軽減を図るべきだと、このように考えます。

さらに、先にも言いましたが、少子化対策上も今日の深刻な事態として若年層にそういう生活困窮、低所得者が多数存在することから、母子家庭や、また乳幼児がいる世帯からは必ず保険が適用できるように、それらを支えている自治体も出てきております。これらと合わせて、本町でもこういう支援策をきちっと持って、子供の命が守られるような対策を国保においても講じるべきであります。

生活困窮で加入者一人ひとりの個別の事情に応じて減免制度などをより拡大をして対応すべきであると、このように考えます。そのことによって、収納率を若干でも高め、負担を軽減する、こういうことが大切であると思います。

以上の意見を述べて反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 19年度の介護保険特別会計につきまして、国保同様に、委員会では具体の討論を留保させていただいて、本席で討論することにしておりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

介護保険制度は、言うまでもなく長年にわたって地域や社会に貢献された高齢者が介護が必要になったときにだれでもお金の心配をしなくても必要な介護が受けられるようにすることが本旨であります。それがまた国と保険者の責任であり、そういう面から導入された経緯があるわけでありましたが、昨年4月からの改悪介護保険法によりまして、多くの高齢者が容赦なく公的な介護から締め出されているというような実態が出てきているわけがあります。公的な介護保険制度でありながら、低所得者、軽度者など多くの高齢者の利用を排除する。一方、保険料だけ強制徴収しながら介護は受けさせない制度に変質をしていると言っても過言ではないと思います。



これらの責任については、この制度を改悪した政府によるところが多いわけですが、同時に、自治体も国、県の言いなりになって高齢者から公的な介護を取り上げるのか、それとも自治体としてできる限りの努力をするかが問われていると言われております。

緊急に解決が求められておりますのは、軽度者や低所得者、弱者を排除する公的な介護制度の後退に歯どめをかけること、またヘルパーなどの要請を受け入れやすくすること、また国庫負担の割合を引き上げて保険料の引き上げを抑えること、これらのことについて、国にしっかり要求するとともに、町独自の施策として実効性のある減免制度を導入する、こういうことが大切であります。

これらのことについても、先進自治体ではそれぞれ介護保険料の軽減あるいは負担金の軽減、そういう独自の支援、助成策でこの介護保険の制度の改悪から住民を守ってると、このような状況が生まれているわけでありまして、本町におきましても、この立場で介護保険に支援を行い、安心して介護が受けられる制度として補完すべきであると、このように考えます。

以上の意見を述べて反対討論といたします。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。これから議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。これから議案第26号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可

決されました。

~~~~~

日程第15 議案第27号 平成19年度
兵庫県太子町下水道事業
特別会計予算

日程第16 議案第28号 平成19年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計予算

日程第17 議案第29号 平成19年度
兵庫県太子町水道事業会計
予算

○議長（熊谷直行） 日程第15、議案第27号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第17、議案第29号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 経済建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第27号。付託年月日、平成19年3月9日。件名、平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月14日（水）午前10時から午後3時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおりです。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、審査した事件、議案番号、議案第28号。付託年月日、平成19年3月9日。件名、平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月14日（水）午前10時から午後3時

15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおりです。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

最後に、審査した事件、議案番号、議案第29号。付託年月日、平成19年3月9日。件名、平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年3月14日（水）午前10時から午後3時15分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおりです。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 以上で経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第27号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算につい

て、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 平成19年度の兵庫県太子町の前処理場事業特別会計の予算について反対討論を行います。

この件については、私は何回もただしてきておりますように、この施設を管理運営するために行っているこの支出はすべて住民の血税と言って過言でないわけでありますから、これらのことについては、責任のない住民の血税を使うことはまかりならないと。企業に対して前々処理を義務づけることによって前処理場の機能を確保できるわけでありますから、実質的に前処理が不要になってまいります。これ以上の、本当に住民の血税を導入し負担をすることは容認できません。

また、この質疑の報告でも出ておりますような、一級河川との関係もあり、国、県の対応がおかしいと思うんですけれども、林田川にああいう歩道をつくっている。これはだれが要求したんや言うたら、ほとんど要求した者がいない、そういうものに無駄な金を使うんなら、もっともっと自治体に対してこういう大変な運営に苦慮しているわけですから、この質疑にでも言われているように、前処理場に向けるよう県に要求する、国に要求する、そういう姿勢があって当然なんです、町長の答弁はそんなこと言うつもりはないと、こういう姿勢であつたらだめだと思います。本当に住民にだけ負担を転嫁するようなものはいけませんし、これらの財源を、先にも言いましたように、介護福祉やら医療、教育それぞれに住民の暮らしに役立つ施策に充当すべきであると、こういうふうに考えます。

以上の意見を述べて反対討論といたします。

す。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、毎年予算の段階で次年度に向けた貸借対照表が本年度終わった場合に、結果としての貸借対照表が表示されるわけでありますが、それを見、またこれまでの経過を踏まえていきますと、この説明でも出ておりますように、インターパレスに關係するものについてのあいまいな徴収対応、さらには水需要の予測が、報告でもありましたように大口、工場用の使用水量が減ることが、いわゆる水道企業事業経営に与える影響が大きい、それはよく分かりますが、そ

のために住民に負担を転嫁することは許されない。これらのことについては、県から受水をしていることの制限、西播磨も当然でありますけれども、これらの受水制限を含めて、水源開発をもって経営の安定化を図るべきであります。そして、水道事業の使命が安全、安心、安価な水を供給することにあるわけですから、これらの使命を忠実に果たすように運営すべきでありまして、料金を住民にまた負担を転嫁するようなあり方を示唆することについては反対であります。

以上、討論にかえます。

○議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第18 請願第9号 太子町町長に対する疑惑解明に関する請願

○議長（熊谷直行） 日程第18、請願第9号太子町町長に対する疑惑解明に関する請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の議会運営委員会に付託して、休会中にご審査いただき、調査報告書が提出されましたが、既に配

付済みですので、ご了承願います。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから請願第9号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（熊谷直行） 挙手少数です。したがって、請願第9号は不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第19 発議第1号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第19、発議第1号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程されました発議第1号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の趣旨説明を行います。

この改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布をされたことによりまして、常任委員会の所属制限の撤廃や閉会中の議長による常任委員の選任が可能となったわけであります。この改正が平成19年4月1日に施行されることに伴いまして、太子町議会委員会条例の一部を改正するために行うものであります。

第2条の改正につきましては、地方自治法第109条第2項が改正をされまして、複数の

常任委員会所属が可能になりましたことから、総務常任委員会の委員定数を6人から8人に、福祉文教常任委員会の委員定数を6人から7人に、経済建設常任委員会の委員定数を6人から7人に改定するものであります。

なお、この所属委員会の数は、多くとも1人2個までの制限を設けたいということです。

以上の改正部分について、施行日は平成19年4月30日でございます。

それから、第7条の改正については、同法の109条第3項、109条の第2項、109条の2第3項及び第110条第3項の改正に合わせて、同条第1項に閉会中においては議長が常任委員、議会運営委員会委員及び特別委員の選任を行うことができることとする規定を設けるものでございます。

また、同条第3項に常任委員の閉会中の所属変更に関する規定を設けるとともに第12条を改めまして、閉会中の委員の辞任は議長が許可できるものとするわけであります。これまで議会運営委員会委員及び特別委員の辞任は議会の許可が必要とされましたが、閉会中は辞任できず、また常任委員については、議員は1人1個の常任委員になるとされておまして、所属変更は可能でも辞任はできなかったところでありました。今回の改正で閉会中は議長が委員を選任できることとなったことから、閉会中の委員の辞任も議長の許可で行えるように改めるものであります。

この件については、また本町の場合、既に協議をしておりますように、議会関係の申し合わせ、運営基準で基本的には太子町の場合は1年任期ということで運営をしておりますので、これらについては実質的には認めるわけにいかないということの確認の上に立って提案をしております。

以上、提案趣旨とさせていただきます。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、発議第1号は可決されました。

~~~~~

## 日程第20 発議第2号 太子町議会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第20、発議第2号太子町議会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされました会議規則の一部改正につきまして、発議者を代表して趣旨説明を行います。

この件につきましても、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布をされたことによります改正であります。

委員会から議案を提出できることとなったわけでありましたが、この改正が平成19年4月1日から施行されることに伴いまして、太子町議会議規則の一部を改正するものであります。

第14条の改正につきましては、地方自治法第109条第7項、第8項、第109条の2第5項、110条第5項が改正されまして、委員会に議案提案権が付与されました。委員会が議案を提出できるというふうに改正するもので

あります。

それから、第39条の改正につきましては、議案の説明、質疑及び委員会付託におきまして、議員の質疑の後、委員会付託することになっておりましたが、第2項として委員会提出議案は、この例外として委員会に付託をしない旨の規定を追加するものであります。

第101条及び第111条の改正につきましては、第39条の改正に伴いまして、条文中の第39条、議案等の説明、質疑及び委員会付託、第1項から第39条、議案等の説明、質疑及び委員会付託、第3項に改めるものであります。

以上の改正部分について、施行日は平成19年4月1日でございます。

以上の提案の趣旨を説明させていただいて、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、発議第2号は可決されました。

~~~~~

**日程第21 意見書案第1号 保育・学
童保育・子育て支援施策充
実と予算の大幅増額を求め
る意見書の提出について**

○議長（熊谷直行） 日程第21、意見書案第1号保育・学童保育・子育て支援施策充実と

予算の大幅増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されております保育・学童保育・子育て支援施策充実と予算の大幅増額を求める意見書案について朗読をもって趣旨説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保育・学童保育・子育て支援施策充実と予算の大幅増額を求める意見書（案）。

先の第165回臨時国会（12月19日閉会）で、「保育・学童保育・子育て支援の拡充と予算の大幅増額を求める請願書」が衆・参両院において全会派一致で採択された。

ところが、12月25日の「規制改革・民間開放推進会議」が出した最終報告はこの請願が採択される以前に審議を終えていたこともあり、報告内容は請願内容と大きく矛盾するものとなっている。

少子化が大きな社会問題となり、児童虐待も深刻さを増しており、国会で採択された請願の趣旨及び請願項目を具体的施策に活かすことが緊急の課題となっている。

よって、関係機関において下記項目の具体化を図られるよう、強く要請する。

記。1、保育所最低基準は堅持・拡充すること。

2、認可保育所には、直接契約やバウチャー制を導入しないこと。

3、保育所・幼稚園・学童保育・子育て支援への予算を大幅に増額すること。

4、労働時間の短縮などは仕事と子育ての環境整備を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

## 日程第22 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（熊谷直行） 日程第22、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の請願第11号について、会議規則第75条の規定によって、お手許に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会

中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第23 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（熊谷直行） 日程第23、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

この際、ご報告します。

ただいま山本国男収入役から発言を求められておりますので、これを許可します。

山本国男収入役、演壇へどうぞ。

○収入役（山本国男） 議長様より貴重な時間をいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

このたび、3月末をもって収入役を退任させていただきますことになりました。振り返ってみますと、昭和38年3月1日付で太子町役場厚生課に奉職しまして以来44年1カ月という長きにわたり、多くの皆様方のご指導、ご支援を賜りながら太子町職員としての務めを無事終了させていただくこととなりました。

特に、平成12年4月には、亡き大村町長より収入役の選任をいただきました。さらに、16年4月には、首藤町長より再任をいただいたところでありますが、このたびの地方自治

法の改正という趣旨を考慮しまして、収入役の職を辞することといたしました。

収入役としての7年間、議員の皆様方にはご迷惑をおかけしたこともあったかとは思いますが、温かいご指導とご鞭撻を賜りましたこと、心より感謝申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

さて、太子町は合併をせずに単独自立の道を選択したわけであります。地方自治体をめぐる財政環境は厳しいものがあり、国は新たな法律を制定し、自治体の財政再建を促進する方針を示しております。しかしながら、幸いなことに本町は財政指数等も近隣の中でもよい方でありますので、引き続き行財政改革を推進し、町民のニーズにこたえられる行政としてますます発展していくことを心から願っております。

議員の皆様におかれましても、車の両輪のごとく行政と議会が一体となって太子町の発展のため、ご協力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様、そして職員の皆様の今後ますますのご健勝とご活躍を心から祈念申し上げまして、収入役退任に当たりましての御礼並びにあいさつとさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。
(拍手)

○議長（熊谷直行） 山本国男収入役のあいさつは終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成19年第1回太子町議会定例会（第406回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時49分）

~~~~~

#### 議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月1日の招集以来、本日までの23日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件

は、一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額163億383万7,000円の平成19年度当初予算を始め、人事案件、各会計の補正予算、条例の制定及び改正、組合規約の変更、工事請負変更契約など多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間、終始熱心にご審議を賜り、ここにすべて滞りなく議了することができましたことは、町政のため、まことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます次第でございます。

特に、一般会計予算委員会の委員各位には、連日、長時間にわたり精力的にご審議を賜りましたご労苦に対しまして、重ねて深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。

また、町長はじめ町当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

特に、新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政環境下ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますとともに、第3次行政改革大綱が確実に実施できるよう英知を結集して改革の効果が上げられますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となってまいりました。顧みますと、我々議員一同は、平成15年4月の統一地方選挙において、それぞれの町民の支持を得て町政の枢機に参加する機会を得たのでございますが、爾来、時去り月流れて、今任期の最終となる定例会の閉会を迎えたわけでございます。この間、我が太子町議会は、町長はじめ町当局各位、さらに議員各位の高い見識とご精励により輝かしい伝統ののっとり、極めて民主的、かつ公正に運営され、町民の負託にこたえて地方自治の発展に多大の成果を挙げ



得たものと確信する次第でございます。

過ぎ去りし日40年を振り返りますとき、まことに感無量のものを覚えるものでございます。我々の実質的な活動の場であります町議会は、本日をもって最終日を迎え、議員各位と議場でお目にかかるのはこれで最後となりますが、ここにつつがなく有終の美を飾ることができましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

いよいよ町議会議員の選挙も目前に迫ってまいりました。大方の議員各位には、再び立候補されるやに聞き及んでおりますが、どうかくれぐれもご自愛の上、健闘され、めでたく当選の栄誉を勝ち得られますよう衷心より祈念申し上げる次第であります。

また、今回の改選を機に勇退されます議員各位には、まことに惜別の念を禁じ得ないものがありますが、長年にわたるご精励と在任中に築かれましたご功績に対して深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。どうか、この上とも健康にご留意いただきまして、新しい立場から町政発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、ますますのご活躍を祈念申し上げる次第でございます。

この際、一言お礼申し上げます。

不肖私は、昨年5月に議員各位のご推挙によりまして栄誉ある太子町議会議長という要職に就任させていただきました。爾来、議員各位の温かいご理解とご支援をいただき、また、町長はじめ当局各位のご協力によりまして今日に至っておりますことは、この上ない喜びであります。ここに改めて深甚なる感謝の意をささげる次第でございます。

最後になりましたが、町長はじめ当局各位には、今後ともご健勝で町政発展のため、一層のご精励を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成19年第1回太子町議会定例会（第406回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月1日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には、議案多数にもかかわりませず、本会議並びに各委員会を通じて慎重に審議いただきましたこと、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成19年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意見につきましては、今後の行財政運営に反映できますよう努力してまいる所存でございます。

さて、ご在任中、幾多の功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。顧みますと、この4年間は市町村合併協議など地方自治体には一大変革期でありました。本町においても幾多の検討を重ね、自立の道を選択し、今日を迎えております。この変動の間、町行政が停滞することなく無事運営できましたことは、町議会の皆様方の絶大なるご協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

地方行政に豊かな見識を有する皆様が、また郷土に深い愛情をお持ちの皆様が改選後も引き続き町行政に係る諸問題の解決と諸事業の推進に尽力いただきますことを心から希望する次第であります。ここに太子町の一層の発展を願いながら、皆様の多年にわたるご厚情に対し、重ねて衷心より深甚なる感謝の意を表します。

また、今期でご勇退される皆様におかれましては、惜別の情を禁じ得ないものがございます。本当にいろいろご指導をいただきましたこと、感慨無量でございます。今後は、

ご在任中と変わることなく町行政に対しまして何かとご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様におかれましては、くれぐれもご健康に留意いただくようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊 谷 直 行

署名 議員 橋 本 恭 子

署名 議員 寺 本 明 男